

兵庫県公報

平成27年9月15日 火曜日 第 2731 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 農用地利用配分計画の認可（農業経営課）	1
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	2
○ 特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（同）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定の解除予定通知（同）	3
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	4
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	4
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	5
○ 道路の位置指定の取消し（同）	5
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）	5
○ 農用地利用配分計画の認可の申請（農業経営課）	6
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
○ 入札公告（管理課）	8
○ 落札者等の公示（同）	11
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	12
公安委員会告示	
○ 各警備業務に係る検定合格者審査	13

告 示

兵庫県告示第771号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について以下のとおり認可した。

（「以下のとおり」は省略し、今回認可した農用地利用配分計画を兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課及び加東農林振興事務所に備え置いて縦覧に供する。）

平成27年9月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 今回認可した農用地利用配分計画の概要
（賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

申請年度 及び番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
	氏名又は名称	住 所	
27 第118号	白井 すず子	加東市木梨659—1	加東市木梨字北浦ノ中489他1筆

- 2 農用地利用配分計画を認可した日
平成27年9月3日

~~~~~

**兵庫県告示第772号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成27年 9月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 加 入 区 |                                                                           | 同意成立年月日     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 区 域 名 | 区 分                                                                       |             |
| 津居山区域 | 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業                           | 平成27年 8月11日 |
|       | 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業               | 同           |
| 竹野区域  | 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業                           | 同           |
|       | 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び網漁具を定置して営む漁業                        | 同           |
| 育波浦区域 | のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業                          | 平成27年 8月18日 |
| 沼島区域  | 網漁具を定置して営む漁業                                                              | 同           |
| 森区域   | のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業                          | 平成27年 8月19日 |
|       | 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として底びき網及び釣はえなわを使用して営む漁業以外の漁業並びに船びき網を使用して営む漁業以外の漁業 | 同           |



**兵庫県告示第773号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成27年 9月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 加 入 区 |  | 同意成立年月日 |
|-------|--|---------|
| 森加入区  |  |         |
| 仮屋加入区 |  | 同       |



**兵庫県告示第774号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年 9月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
養父市十二所字大谷1の1から1の17まで、字下小谷1の1から1の9まで、1の11から1の24まで、字内町823、824、字岩ヶ鼻825
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大谷1の1・1の2・字下小谷1の1・1の23・1の24・字内町823・824・字岩ヶ鼻825（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第775号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成27年9月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所  
姫路市豊富町豊富字甲山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
水道事業用地とするため  
〔次の図〕は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第776号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成27年9月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
川西市火打1丁目191番2、191番3、191番4、195番、196番、198番1、198番2、199番2、201番1、201番3、207番1及び208番1の一部
- 2 特定有害物質の名称  
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第777号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 9月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

| 区 域 名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町 大 字 名 | 小 字 名      | 地 番                                                                    |
|-------|-------|-------|---------|------------|------------------------------------------------------------------------|
| 徳尾谷上  | 丹波市   |       | 市島町徳尾   | 下川原<br>立會山 | 64番1、64番2、64番6、65番1の一部、<br>65番3の一部、66番の一部、68番、85番<br>1の一部<br>2224番1の一部 |



**兵庫県告示第778号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成27年 9月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 有限会社杉村住建
- 2 代表者氏名 杉 村 圭 子
- 3 事務所所在地 川辺郡猪名川町笹尾字黒添エ14—1
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(6)第202420号
- 5 免 許 年 月 日 平成23年 8月 5日



**兵庫県告示第779号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成27年 9月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 市町の名称 | 都市計画の種類     | 都市計画の名称   |
|-------|-------------|-----------|
| 宝 塚 市 | 阪神間都市計画地区計画 | 東洋町地区地区計画 |



**兵庫県告示第780号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成27年 9月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 市町の名称   | 都市計画の種類     | 都市計画の名称       |
|---------|-------------|---------------|
| 猪 名 川 町 | 阪神間都市計画用途地域 | 猪名川パークタウン地区計画 |
| 同 町     | 阪神間都市計画地区計画 |               |

|       |                                 |              |
|-------|---------------------------------|--------------|
| 同 町   | 阪神間都市計画地区計画                     | つつじが丘住宅地地区計画 |
| 芦 屋 市 | 阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）土地区画整理事業 | 中部土地区画整理事業   |



**兵庫県告示第781号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成27年 9月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                             | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|---------------------------------|---------------|---------------|
| 第H27東播位置<br>0001号 | 27. 9. 1         | 加古郡播磨町野添字足洗244番 7、244番14、245番 9 | 4. 24～5. 55   | 58. 88        |



**兵庫県告示第782号**

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成27年 9月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 取 消 番 号            | 取消年月日<br>(平成年月日) | 位 置               | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--------------------|------------------|-------------------|---------------|---------------|
| 第H27東播位置<br>廃0001号 | 27. 9. 1         | 加古郡播磨町野添字足洗244番 7 | 4. 24         | 38. 32        |
| 第H27東播位置<br>廃0002号 | 27. 9. 1         | 加古郡播磨町野添字足洗244番14 | 4. 24         | 20. 78        |

**公 告**

**軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

平成27年 9月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

| 業種 | 記号・番号   | 有効期限        | 使用者の住所 | 交付県民局  | 紛失年月日       |
|----|---------|-------------|--------|--------|-------------|
| 林業 | A289321 | 平成28年10月31日 | 宍粟市    | 西播磨県民局 | 平成27年 8月14日 |

免税証

| 種類 | 用途 | 記号・番号 | 有効期限 | 枚数 | 免税証に記載された販売業者<br>の所在及び名称 | 交付<br>県民局 | 紛失<br>年月日 |
|----|----|-------|------|----|--------------------------|-----------|-----------|
|    |    |       |      |    |                          |           |           |

|                   |          |                                                                                                       |                 |    |                                    |            |                |
|-------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----|------------------------------------|------------|----------------|
| 1000<br>リットル<br>券 | 林業       | H08 5922053<br>～<br>H08 5922066                                                                       | 平成27年<br>10月31日 | 14 | 宍粟市千種町黒土98-2<br>ハリマ農業協同組合千種給油<br>所 | 西播磨<br>県民局 | 平成27年<br>8月14日 |
| 20<br>リットル<br>券   | 木材<br>加工 | H10 5449694<br>～<br>H10 5449699<br>H10 5449712<br>～<br>H10 5449729<br>H10 5449766<br>～<br>H10 5449771 | 平成28年<br>2月2日   | 30 | 丹波市氷上町成松459<br>大木石油成松給油所           | 丹波<br>県民局  | 平成27年<br>8月25日 |



**農用地利用配分計画の認可の申請**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請があったので、同機構から提出のあった当該申請に係る農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、同条第3項の規定により、この公告に係る利害関係人は、この公告の日から当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年令及び当該農用地利用配分計画についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を次の提出先に提出すること。

平成27年 9月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 今回縦覧に供する農用地利用配分計画の概要  
（賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

| 申請年度<br>及び番号 | 賃借権の設定等を受ける者        |                     | 賃借権の設定等を受ける土地               |
|--------------|---------------------|---------------------|-----------------------------|
|              | 氏名又は名称              | 住 所                 |                             |
| 第119号        | 農事組合法人<br>スリーエス営農組合 | 川辺郡猪名川町笹尾東大<br>藪3番  | 川辺郡猪名川町清水東字大藪20番<br>ほか6筆    |
| 第120号        | 農事組合法人<br>八幡営農組合    | 加古川市八幡町船町16         | 加古川市八幡町下村字渡来866番ほ<br>か68筆   |
| 第121号        | 株式会社<br>エコファーム      | 神戸市西区岩岡町野中<br>564-5 | 加古川市八幡町野村字谷口416番ほ<br>か28筆   |
| 第122号        | 花房 正幸               | 加古川市八幡町中西条<br>173-1 | 加古川市八幡町中西条字平松新開<br>784番ほか8筆 |
| 第123号        | 松井 義輝               | 加古郡稲美町加古3137-<br>2  | 加古川市八幡町上西条字池ノ向441<br>番4ほか5筆 |
| 第124号        | 株式会社<br>清か米         | 加古川市西神吉町鼎794        | 加古川市西神吉町西村字山田362番<br>1ほか77筆 |
| 第125号        | 農事組合法人<br>志方東営農組合   | 加古川市志方町高畑961<br>-24 | 加古川市志方町廣尾字二塚24番1<br>ほか106筆  |
| 第126号        | 農事組合法人<br>東中営農組合    | 三木市口吉川町東中408<br>-1  | 三木市口吉川町東中字後ノ坪125番<br>ほか128筆 |

27

|       |                    |                      |                                |
|-------|--------------------|----------------------|--------------------------------|
| 第127号 | 農事組合法人<br>西横田営農組合  | 加西市西横田町145           | 加西市西横田町字下モ田529番ほか<br>15筆       |
| 第128号 | 農事組合法人<br>あびき      | 加西市網引町791—1          | 加西市網引町字北山831番98ほか16<br>筆       |
| 第129号 | 株式会社<br>箸荷営農組合     | 多可郡多可町加美区箸荷<br>835—1 | 多可郡多可町加美区箸荷字尾バナ<br>7番1ほか51筆    |
| 第130号 | 松本 安弘              | 多可郡多可町中区糶屋<br>122—1  | 多可郡多可町中区糶屋字山田287番<br>1ほか1筆     |
| 第131号 | 廣畑 雅弘              | 多可郡多可町加美区丹治<br>507   | 多可郡多可町加美区大袋字キタカ<br>イチ165番3ほか1筆 |
| 第132号 | 農事組合法人<br>西多田営農    | 姫路市山田町多田1174番<br>地21 | 姫路市船津町字一本松5316番39ほ<br>か136筆    |
| 第133号 | 株式会社<br>グリーンひょうご西  | 姫路市船津町5275番地10       | 姫路市四郷町見野字苗代町1100番<br>ほか44筆     |
| 第134号 | 株式会社<br>石倉農産       | 姫路市石倉835番地1          | 姫路市石倉字前田464番1ほか190<br>筆        |
| 第135号 | 株式会社<br>ささ営農       | たつの市新宮町下笹1049<br>番地  | たつの市新宮町下笹字南所370番ほ<br>か25筆      |
| 第136号 | 株式会社<br>グリーンファーム揖西 | たつの市揖西町新宮1095<br>番地1 | たつの市揖西町構字大坪44番1ほ<br>か1筆        |
| 第137号 | 山本 百合子             | 佐用郡佐用町仁方223番<br>地    | 佐用郡佐用町仁方字鳴子途1141番<br>ほか60筆     |
| 第138号 | 山本 巖               | 佐用郡佐用町安川914番<br>地    | 佐用郡佐用町安川字坪内1274番ほ<br>か65筆      |
| 第139号 | 稲谷 豊               | 佐用郡佐用町安川51番地<br>1    | 佐用郡佐用町安川字豆腐屋116番1<br>ほか37筆     |
| 第140号 | 山本 巖               | 佐用郡佐用町安川914番<br>地    | 佐用郡佐用町米田字綱切458番ほか<br>13筆       |
| 第141号 | 吉田 一郎              | 佐用郡佐用町下秋里900<br>番地   | 佐用郡佐用町下秋里字向田800番ほ<br>か46筆      |
| 第142号 | 福田 範康              | 佐用郡佐用町福澤1136番<br>地3  | 佐用郡佐用町下秋里字竹之内847番<br>1ほか31筆    |
| 第143号 | 株式会社<br>グリーンひょうご西  | 姫路市船津町5275番地10       | 赤穂市目坂字竹ノ久保1016番1ほ<br>か2筆       |
| 第144号 | 沖 洋和               | 赤穂市折方1001番地3         | 赤穂市福浦字川東南4063番ほか15<br>筆        |
| 第145号 | 有限会社<br>朝日農事       | 豊岡市下鶴井989番地          | 豊岡市赤石字大ミス2326番ほか46<br>筆        |
| 第146号 | 阪井 裕               | 豊岡市赤石381番地           | 豊岡市赤石字淵2201番ほか8筆               |
| 第147号 | 田上 基               | 豊岡市赤石273番地           | 豊岡市赤石字亀山田2217番ほか16<br>筆        |

|       |                       |                 |                         |
|-------|-----------------------|-----------------|-------------------------|
| 第148号 | 農事組合法人<br>戸島営農組合      | 豊岡市城崎町戸島2015番地  | 豊岡市城崎町戸島字柿ノ浦2019番1ほか35筆 |
| 第149号 | 農事組合法人<br>畑営農組合       | 豊岡市但東町畑295番地    | 豊岡市但東町畑字西縄手431番1ほか43筆   |
| 第150号 | 藤原 誠                  | 豊岡市竹野町二連原187番地  | 豊岡市竹野町小城字タナカ168番ほか4筆    |
| 第151号 | 藤原 誠                  | 豊岡市竹野町二連原187番地  | 豊岡市竹野町森本字古川214番ほか2筆     |
| 第152号 | 岩戸 君夫                 | 豊岡市岩熊270番地      | 豊岡市岩熊字熊田43番1ほか3筆        |
| 第153号 | 株式会社<br>百合地営農         | 豊岡市百合地525番地の1   | 豊岡市百合地字セリノ341番ほか4筆      |
| 第154号 | 農事組合法人<br>丹波北御油アグリネット | 丹波市氷上町御油112     | 丹波市氷上町御油字エガ坪181番ほか107筆  |
| 第155号 | 淡路島オリーブグロー<br>ーズ株式会社  | 南あわじ市賀集鍛冶屋491番地 | 淡路市野島大川字鴨ヶ谷491番5ほか19筆   |

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課、農用地利用配分計画の対象となる土地の所在する市町を管轄する農林（水産）振興事務所

(2) 縦覧期間

平成27年 9月15日から同月30日まで

3 意見書の提出先

兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 9月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤穂市有年横尾字横尾483番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

赤穂市有年横尾487番地

潮 海 尚 志

3 許可年月日及び許可番号

平成27年 1月19日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-41号（26赤穂）



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年 9月15日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三



## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

兵庫県統合宛名管理システム等機器一式

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

平成27年12月22日（火）

## (4) 納入場所

兵庫県庁 3号館 13階 電算機械室

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

## (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 畠山

電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成27年9月15日（火）から同月29日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

平成27年10月26日（月）午前11時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成27年10月23日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

平成27年9月15日（火）から同月29日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（た

だし、9月29日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

平成27年10月19日(月)午後5時から同月26日(月)午前11時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成27年9月16日(水)から同年10月9日(金)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、平成27年9月16日(水)から同月29日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、9月29日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成27年10月19日(月)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。  
(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年10月22日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成27年11月10日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
1 set of hyogo unification an addressed administration system
- (3) Delivery period: December 22, 2015
- (4) Delivery place:  
The Hyogo Prefectural Government Building No.3,13F Information policy division system Administration office
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 September 29, 2015
- (6) Deadline for tender:  
11:00 October 26, 2015 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 October 23, 2015 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Mr. Hatakeyama, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4936



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成27年9月15日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
建設雪寒機械（除雪トラック7トン級4×4）3台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成27年8月26日
- 4 落札者の名称及び住所  
UDトラックス株式会社 神戸市東灘区魚崎南町2丁目19番25号
- 5 落札金額  
81,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札公告をした日  
平成27年 7月17日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、姫路市家島町地先海域に整備された播磨灘中西部地区増殖場（加島地区）の機能の確実な発揮を図るため、次のとおり指示する。

平成27年 9月15日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
会長 山 田 隆 義

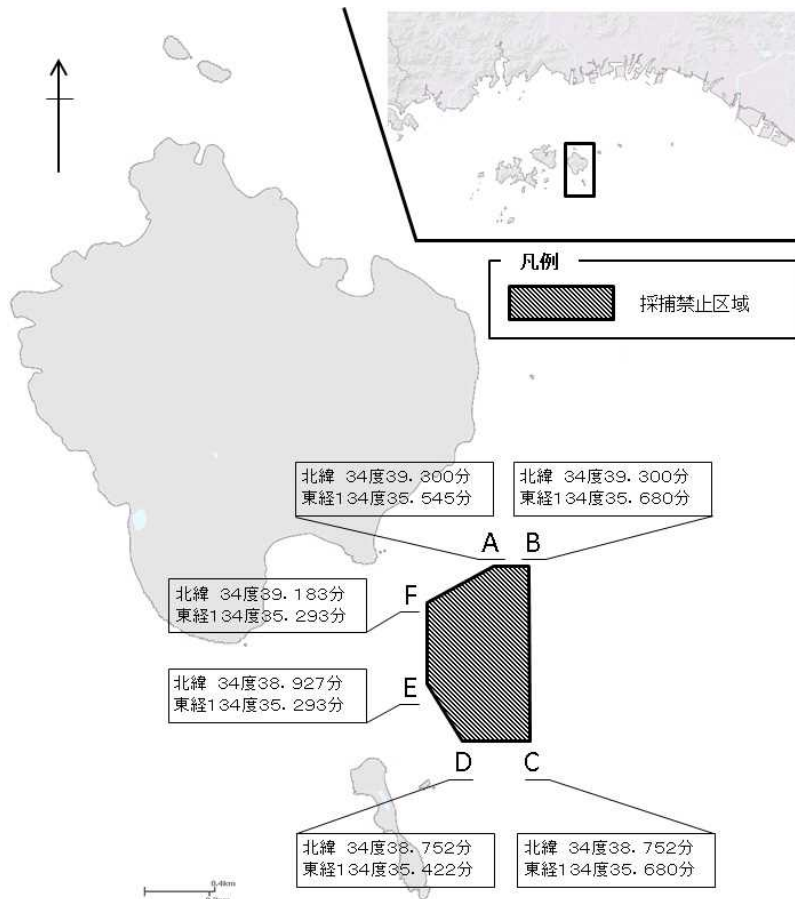
1 指示番号  
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会指示第1007号

2 指示事項  
何人も、次に掲げるA、B、C、D、E、F及びAの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域においては、水産動植物を採捕してはならない。

ただし、国又は兵庫県が調査研究のためにする採捕及び兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会が公益のために必要であると認めた採捕については、この限りではない。

〈各点の位置〉

- A 北緯34度39.300分、東経134度35.545分
- B 北緯34度39.300分、東経134度35.680分
- C 北緯34度38.752分、東経134度35.680分
- D 北緯34度38.752分、東経134度35.422分
- E 北緯34度38.927分、東経134度35.293分
- F 北緯34度39.183分、東経134度35.293分



3 指示の有効期間

平成27年10月1日から平成28年9月30日まで

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第289号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年9月15日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

## 1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

## 2 実施日時

- (1) 1級  
平成27年10月23日（金）午前9時から正午まで
- (2) 2級  
平成27年10月23日（金）午後2時から午後5時まで

## 3 実施場所

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部本館1階 101会議室

## 4 審査対象者

- (1) 1級  
検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）、常駐警備（以下「常駐警備」という。）、交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）、核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）及び貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって、同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (2) 2級  
空港保安警備、常駐警備、交通誘導警備、核燃料物質等運搬警備及び貴重品運搬警備に係る旧検定であって、旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者

## 5 審査内容

審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。

- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの（前記(1)に掲げる者を除く。）

## 6 審査の申請手続

- (1) 受付期間  
平成27年9月24日（木）から同年10月9日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時30分まで）
- (2) 審査定員  
1級及び2級の合計で30人とする。

## (3) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所を管轄する警察署

ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署

## (4) 提出書類

ア 審査申請書 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1 枚

ウ 旧規則第 8 条に規定する合格証の写し

エ その他

(ア) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所地在りとなる書面をいう。）

(イ) 前記(3)のイに規定する営業所を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(ウ) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、前記(ア)又は(イ)に掲げるいずれかの書面

## (5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

## (6) 手数料

1 級、2 級ともに、4,700 円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、審査申請書の受付後は返還しない。

## 7 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046